

市 政 報 告

令和 2 年 12 月 1 日

第 4 回市議会定例会

令和 2 年第 4 回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ご理解とご協力のもと、真摯に取り組んでこられた市民や事業者の皆様に、心から敬意を表しますとともに、これまで市内外の多くの方々から、ご寄附や衛生用品の寄贈をいただいております。そのご厚志に深く感謝を申し上げます。

さて、国内感染が第 3 波ともいわれる急拡大を見せる中、北海道においては、11 月 7 日をもって警戒ステージをステージ 3 に引き上げるとともに、11 月 27 日までの 3 週間を「集中対策期間」として設定し、「感染リスクを回避する行動のさらなる徹底、特に飲食の場面におけるリスク回避の徹底」などの集中的な対策を進めることとしたところであります。

また、その後、新規感染者の拡大による院内感染や集団感染の発生等により、医療提供体制への負荷が急速に増していることなどから、11 月 26 日をもって、集中対策期間を 12 月 11 日まで延長し、対策を強化したところであります。

市としましては、こうした国や北海道の動向等を踏まえ、11 月 26 日開催の「対策本部会議」において、「集中対策期間」における取組を着実に進めるとともに、引き続き、「新北海道スタイル」の実践に取り組んでいくこととしました。

これまでの主な対策としましては、感染症対策としての「消防」の救急体制や「市立美唄病院」の発熱患者等の受入体制の強化・拡充をはじめ、経済対策としての農村地域の「光ファイバ整備」や「がんばろう！びばい応援券」の発行、生活支援対策としての「美唄市特別定額給付金」など、これまで総額で 33 億円を超える補正予算を計上し、取り組んできたところであります。

さらに、本定例会におきましては、聴覚障がい者等に遠隔手話サービスの提供を行うタブレットパソコン等を整備するとともに、スマート農業機械の導入補助について増額するほか、市立美唄病院における新型コロナウイルス感染症対策に加え、季節性インフルエンザの流行期に備えるため必要な医療機器の整備などの補正予算を提案するものであります。

今後におきましても、国の第3次補正予算及び来年度予算による15か月予算の考え方を踏まえ、引き続き、必要な対策を講じてまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により対応が長期化する中、私たちは、社会経済活動への影響を考慮しながら、感染拡大の抑え込みを図るという極めて難しい課題に直面しております。

このため、市民や事業者の皆様には、自らを守る意識をもって、「3つの密の回避」をはじめ、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いの手指衛生」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底していただくとともに、生活のあらゆる場面で感染リスクを低減させる「北海道スタイル」の実践に、引き続き、努めていただくことをお願いします。

市としましては、国や北海道との連携・協力体制のもとに、市民の皆様が一日でも早く通常の生活や事業活動を取り戻すことができるよう、引き続き、職員一丸となって、「市民の命と暮らしを守る」対策をしっかりと講じてまいります。

次に、「令和2年7月豪雨による被災地への御見舞金」について申し上げます。

本年7月に、九州地区を中心とした記録的な大雨により、甚大な被害が発生したことから、本市を含む「タイムライン防災・北海道ネットワーク」の構成14市町村で協議の上、交流のある熊本県人吉市、八代市、球磨村に対し、本市として御見舞金100,000円をお送りしました。

次に、「沼貝村130年・美唄市制施行70年記念式典」について申し上げます。

去る11月1日に、「沼貝村130年・美唄市制施行70年記念式典～過去を今に生かし未来につなぐ～」を挙行するとともに、今後、関連記念事業として、美唄の子どもたちに、130年の歴史をたどる年表を配布することとします。

次に、「訴状の送達」について申し上げます。

去る11月20日に、札幌地方裁判所岩見沢支部から、平成30年7月に美唄市教育委員会による告訴により損害を受けたとされる市民が原告となり、美唄市及び前教育長を被告として、29,464,249円の損害賠償を求める請求事件の訴状の送達がありました。

今後については、本市が依頼する代理人弁護士をとおして対応してまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。